小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２３号
茨城県常総市中妻町4962番地３
再生債務者　大塚　　勉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再イ）第５３号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目15番10号
再生債務者　高山　　繁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第５０号
兵庫県加古川市加古川町西河原97番地の１
サンロイヤル加古川リバージュⅣ号館507号
再生債務者　長坂　英明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再イ）第４１号
奈良市押熊町481番地の１　コーポ中本
再生債務者　ヘアーサロンオオシオこと　大塩　敏男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日　奈良地方裁判所

平成２５年（再イ）第３２号
北海道帯広市西15条南40丁目１番地４
再生債務者　鈴木　広行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２５年（再イ）第１３７号
さいたま市見沼区大字蓮沼615番地１　エクセル大宮東３番館807
再生債務者　小川　延郷
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２９３号
札幌市中央区南13条西９丁目１番42―302号
再生債務者　西村　　隼
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３０２号
札幌市北区拓北８条１丁目６番６―201号
再生債務者　濱邊　純未
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第８号
宮城県石巻市東中里１丁目９番17号
再生債務者　阿部千喜子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２５年（再イ）第１１号
愛知県豊橋市浜道町字桜35番地の28
再生債務者　渡辺　史隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
名古屋地方裁判所豊橋支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第９４号
北九州市八幡東区天神町８番59号
再生債務者　長尾美津子
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号
千葉県柏市豊四季121―53　レオパレスベルピーノ106号室
再生債務者　文　　熙松（MOON　HEESONG）
１　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１１号
札幌市豊平区豊平４条２丁目２番１―406号
再生債務者　坂下　浩章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第６号
青森市柳川１丁目２番97号　アルデール柳川212号
再生債務者　吉田　明仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月２日
青森地方裁判所民事部再生係

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成26年４月１日
刑務共済組合代表者
法務大臣　谷垣　禎一

第24条第１項の表中「$\frac{6.39}{1,000}$」を「$\frac{7.43}{1,000}$」に、「$\frac{12.78}{1,000}$」を「$\frac{14.86}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{6.39}{1,000}$」を「$\frac{7.43}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
２　変更後の第24条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。